

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、『水産物のサプライチェーンの中で新しい価値を創造し、最適な水産流通ネットワークの実現を通して、人々に健康と豊かさをお届けすることにより社会に貢献する』を経営理念とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と取組み方針を取りまとめた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<<http://www.hohsui.co.jp/pdf/301226info.pdf>>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4、3-1-2 議決権電子行使の環境作り、招集通知の英訳>

当社は現在海外投資家比率が、1%未満と低い為、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

<補充原則4-1-2 中期経営計画の作成、分析、説明>

現在、当社においては、経営環境の大きな変更が見込まれることから、単年度の経営計画の作成により対応しております。

<補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者プランニング>

代表取締役をはじめとする取締役等の後継者の育成は重要な課題と認識しており、現在は、各取締役が管掌部門での業務や社外研修を通じて役員候補者の教育を実施しておりますが、今後、後継者の具体的計画について、取締役会にて検討してまいります。

<補充原則4-2-1 経営陣の中長期的な業績と連動する報酬体系>

現在は、固定報酬と単年度評価による業績報酬により設定されていますが、今後、中長期的な業績と連動する報酬体系も検討してまいります。

<原 則4-6 経営の監督と執行>

当社は、独立社外取締役1名を選任し、取締役会による独立かつ客観的な立場から自由に意見を陳述することで、実効性かつ透明性の高い経営の監督体制を構築していますが、さらに監督体制を強化するために2名以上の独立社外取締役の体制を目指しております。

<原 則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

当社の取締役は12名中1名が独立社外取締役ですが、独立性の有無に拘らず、取締役会の場においては、各人の専門的な知見に基づく自由闊達な議論がなされており、現状においても取締役会としての機能を十分に発揮していると考えておりますが、今後の方針として2名以上の独立社外取締役の体制を目指しております。

<補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整の体制整備>

独立社外取締役は現時点で1名にとどまっていますが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡、調整、監査役との連携体制は構築されています。今後複数名選任された際には連携に係る体制整備を構築する必要があると考えております。

<原 則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

<補充原則4-10① 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置>

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置しておりません。独立社外取締役は、自身の会社経営の豊富な経験と見識により、取締役会や個々の取締役に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。また、常勤監査役1名、独立社外監査役2名も含め、取締役会等で自由闊達な議論がなされています。さらに、本件については、取締役会付議にあたり、事前に親会社に対し説明し、適切な助言を受けております。以上により、本件に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

<補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価>

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法・開示も含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原 則1-4 いわゆる政策保有株式>

<保有に関する方針>

当社は、持ち合いとしての政策保有株式を保有しておりませんが、純投資目的以外の目的で保有する株式については、中長期的な視点で相手先との取引・協業の円滑化及び強化の観点から、必要性・合理性を個別銘柄ごとに適宜検証し、当社の企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することといたします。

<議決権行使の基準>

会社提案が当社の企業価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで議決権の行使を行います。

す。

<原 則1-7 関連当事者間の取引>

取締役の競業取引、会社との取引に関しては取締役会規則において、その報告義務と承認決議が定められております。
支配株主、主要株主との取引においても採算を重視して、当社の独立性が損なわれることのないよう市場価格に照らし適正かつ公正に行う事によって、当社ひいては少数株主の利益を保護いたします。
このため、当社は倫理憲章等諸規程を制定しコンプライアンスの推進を図るとともに、内部統制の取り決めに基づいた取引のチェック体制を忠実に実行しております。

<原 則3-1 情報開示の充実>

<3-1- (1) (2) >

経営理念、経営姿勢を含むコーポレートガバナンスに関する基本方針はホームページにて開示しています。

<<http://www.hohsui.co.jp/pdf/301226info.pdf>>

<3-1- (3) >

取締役の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度・経営内容を勘案した固定報酬と年度業績に対応した業績報酬とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、代表取締役が、世間水準・社員賃金等とのバランス及び役位ごとの業績への貢献度を勘案して事前に親会社に説明を行い、独立社外取締役が出席する取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬は、常勤と非常勤の別・業務分担などを勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しています。また、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしています。

<3-1- (4) (5) >

取締役については、当社の事業に関し豊富な知識・経験および優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を代表取締役が指名し、事前に親会社に説明を行い、独立社外取締役が出席する取締役会で決定することとしております。監査役については、監査役の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査役会の同意を得て取締役会で決定しております。

なお、独立社外役員の候補者については、独立性に問題ない旨を考慮の上、選定しております。

また、いずれの候補者も株主総会の参考書類にて記載しております。

経営陣幹部解任の方針・手続については、経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、事前に親会社にその説明を行い、独立社外取締役が出席する取締役会で決定することとしております。

<補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲>

取締役会は法令、定款で定められた事項の他、当社「取締役会規則」に定める重要事項の決定を行います。その他の主要な業務執行にかかる決定については、執行役員で構成する経営会議に委ねております。

<補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模等に対する考え方>

当社は取締役会における活発な意見と迅速な意思決定ができるよう取締役を12名以内としています。また、取締役会全体として、知識、経験、能力、国際性等多様性に配慮した構成に努めています。取締役の選任については、当社の事業に関し豊富な知識・経験および優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を代表取締役が指名し、事前に親会社に説明を行い、独立社外取締役が出席する取締役会で決定することとしています。

<補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況>

社外取締役および社外監査役をはじめ取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告、有価証券報告書「役員の状況」において開示しております。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は、取締役、監査役が求められる責務と役割を果たすにあたり必要な知識を習得するために、外部セミナーへの参加、社内研修会の機会を設け、費用は会社負担としています。

新任の社外取締役、社外監査役は当社および当社グループの事業内容・財務状況・ガバナンス体制などの概要説明や主要事業所の見学などを通じて必要な情報を提供しています。

<原 則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、経営の透明性を高め迅速な適示開示を推進するとともに、株主、投資家の皆様と建設的な対話を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めていきたいと考えております。

IR体制としては、IR広報担当役員が担当として統括し総務部、経理部の担当が連携して情報の開示、株主との対話を実施しております。また決算時には業界新聞各社に対し決算説明会を実施するとともに当社ホームページにも決算内容を開示しております。

株主との対話によって寄せられた意見などは取締役間で情報共有し、必要に応じ企業活動に反映していきます。

情報開示の対応にあたっては、当社「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中央魚類株式会社	4,618,000	55.11
日本水産株式会社	2,327,814	27.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,100	0.78
鈴木信夫	36,000	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	32,500	0.38

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	28,500	0.34
足利健一郎	25,700	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	22,200	0.26
伊藤裕康	20,900	0.24
乃美昭俊	20,000	0.23

支配株主 (親会社を除く) の有無	———
親会社の有無	中央魚類株式会社 (上場:東京) (コード) 8030

補足説明

中央魚類株式会社は、当社の議決権の55.1%を保有する親会社であり、当社は中央魚類グループにおける冷蔵倉庫事業ならびに水産物卸売事業の一翼をになっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は上場会社として、独立した立場での経営の決定を行うとともに、親会社との取引においても、採算を重視して、当社の独立性と利益が損なわれることのないよう市場価格に照らし、適正かつ公正に行う事によって、当社ひいては少数株主の利益を保護いたします。

このため、当社は倫理憲章等諸規程を制定しコンプライアンスの推進を図るとともに、内部統制の取り決めに基づいた取引のチェック体制を忠実に実行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社との人的関係につきましては、当社役員16名のうち親会社との兼任役員 (非常勤取締役)4名が就任しております。当社は中央魚類グループの一員として、グループ内の各機能を有効に活用、協働させ、お互いに連携を図って、共に事業領域を拡大していくことが重要課題であると思っております。

当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む12名の取締役で構成されておりますが、常時独立社外監査役2名を含む監査役4名が同席し、経営判断のより一層の独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水流良一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水流良一	○	---	長年にわたり海外等で会社経営に携わった豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくため。 また、同氏は当社および関係会社との間に特別な利害関係がないことから一般株主との利益相反のおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・監査役会は、監査の質的向上および効率化を目的として会計監査人との間で相互の監査計画・監査の実施状況およびその結果、その他監査上の重要事項について情報交換を行うなど連携強化を図っております。

監査役と内部監査部門（監査室）との間で必要な情報交換や意見交換を行うとともに内部統制の充実を図るため社内各部署及びグループ各社の往査を行うなど相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹生勝則	他の会社の出身者	△								△	△			
小松正之	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹生勝則	○	1996年6月から1997年6月まで元当社取締役 1997年6月から2003年6月まで元日本水産株式会社取締役 2003年6月から2009年6月まで元日本水産株式会社常務取締役 2009年6月から2012年7月まで元日本水産株式会社専務執行役員	企業経営における豊富な経験や識見を活かし経営全般に対する監督と有効な助言を得るため。
小松正之	○	----	水産庁における豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、米国大学院において財務・会計学等の経営学修士号を取得し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくため。

独立役員関係

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

<コーポレートガバナンスコード 原則3-1- (3) を参照願います。>

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

株主総会において、取締役、監査役の別に限度枠を決定。
2019年度の支給実績は、取締役14名について157百万円、監査役6名の報酬額は年額21百万円となっております。
その内、社外取締役1名に3百万円、社外監査役3名については、8百万円を支給しております。

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与23百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<コーポレートガバナンスコード 原則3-1- (3) を参照願います。>

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

毎月管理本部から月次収支報告書、取締役会資料を事前配布するほか、稟議書、実施報告書を提出しております。
また、疑問、要望、意見等ある場合は、管理本部が受け適宜調査等を行い対応しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
乃美昭俊	最高顧問	当社からの要請に応じた助言	非常勤、報酬有り	2020/06/23	2020/06/23～

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項 更新

乃美最高顧問は、当社経営陣から相談があれば社業に関する豊富な経験と高い識見に基づく有益な助言を行います。当社の相談役および最高顧問は、経営上の意思決定に関与する権限は一切有せず、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。
なお、当社において、相談役および最高顧問の委嘱は、取締役会決議事項となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は12名で構成され、毎月1回の定例取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営に関する重要事項を迅速に審議し、経営上の意思決定を行っております。取締役は、経営の透明性の向上、経営環境の変化に迅速に対処し、かつ経営責任を明確にするため任期は1年としております。

業務執行については、機動的かつ効率的な業務運営を行うため執行役員で構成する経営会議に委ねております。

監督・監査につきましては独立社外取締役1名および独立社外監査役2名を含む監査役4名が取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。また、社長直轄の監査室が、当社グループの業務について内部監査を実施し必要に応じて監査役、監査法人に報告をしております。

業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者は以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名—監査法人 和宏事務所 業務執行社員:大塚尚吾、小澤公一

・監査業務に係る補助者—公認会計士4名

会計監査につきましては、会社法、金融商品取引法に基づく会計監査として監査法人和宏事務所と契約し監査を受けております。

以下指名・報酬に関しては<コーポレートガバナンスコード 原則3-1-(3)>を参照願います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会制度を採用し、独立社外監査役2名を含む監査役4名は、独立かつ客観的立場から、その機能を全うできるよう常時取締役会に出席し、中立的立場から必要に応じ意見を具申するほか、内部監査部門、会計監査人と連携して取締役の職務執行状況を厳正に監査しており、経営の監視に関して十分に機能する体制が整っていると考えております。

なお、独立社外取締役は現在1名を選任しておりますが2名以上の体制を目指します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年集中日を除いて開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在海外投資家比率が、1%未満と低い為、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	詳細につきましては、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」第2章 株主との関係 をご参照願います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算時に業界新聞各社に対して決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ< http://www.hohsui.co.jp >では、会社概要、組織、財務情報(決算短信、有価証券報告書等)、お知らせ(東証開示事項)等の資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員が担当として統括し、総務部、経理部の担当が連携して情報の開示、株主との対話を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理憲章、倫理行動基準を制定、代表取締役社長を委員長とする倫理委員会を設置して法令、規程の遵守とともに株主、顧客、地域社会に配慮した誠実かつ倫理的な活動を行う旨、周知徹底を図っております。また、その活動報告を委員会より取締役会に報告しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境憲章、品質管理基準を制定し、環境委員会、品質保証委員会を設置して、その活動状況を取締役に報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理憲章、倫理行動基準にて企業としての情報開示を規程しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、『内部統制システムの基本方針』に基づき、当社グループの内部統制システムを充実、発展させていくため、リスクマネジメント委員会・倫理委員会・環境委員会・品質保証委員会を設置し、定期的に取締役会にて活動報告と検証を行うとともに、関連規程の周知など従業員への教育にも努めています。

<当社の内部統制基本方針>

1. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の経営理念に基づき、リスクマネジメント規程、倫理憲章・環境憲章・品質管理基準を制定し、役職員全員に周知徹底する。
- (2) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するため、代表取締役社長を委員長とする倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する諸課題を審議するとともに、リスクマネジメント担当役員がその活動内容を取締役会に報告する。
- (3) 職務の執行に関してコンプライアンス上疑義のある行為等について、当社グループの役職員が直接通報できる内部通報制度を設け、受付窓口を社内外に設置する。

また、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

- (4) 反社会的勢力からの被害および不当要求を防止するため、役職員は所轄警察署と連携して反社会的勢力との関係を遮断するとともに、断固として不当な要求を拒絶する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報セキュリティ基本方針に基づき、営業秘密管理規程をはじめとする社内諸規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存・管理を行う。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を統括するリスクマネジメント担当役員を置き、リスク管理規程を制定するとともに、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) リスクマネジメント担当役員は、定期的にリスク管理活動を取締役会に報告する。
- (3) 各事業部署の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、コンプライアンス、環境、品質、災害等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織がリスク管理に係るガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行については社長がグループを統治し、各取締役が各事業部門の執行責任を負うとともに、取締役会を原則として毎月1回以上開催し、重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役および部署長が出席する進捗会議を毎月開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。
- (3) 取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各取締役は各部署が実施すべき具体的な施策および権限分配を含む効率的な業務執行体制を決定する。

5. 当社および子会社（以下「当社グループ」という）ならびに親会社からなる企業集団（以下「中央魚類グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

経営については当社グループ各社の自主性を尊重しつつ、中央魚類グループと連携してコンプライアンス体制の構築に努める。

- (1) 子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に係る事項
当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知徹底を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社のリスク管理規程を基に子会社のリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。
 - b. 子会社の取締役等は、当社のリスクマネジメント規程に基づき適切なリスクマネジメントを実行するとともに、子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社管理規程に従い速やかに当社に報告するものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知徹底および推進のための啓蒙活動を支援する。
 - b. 当社の取締役等と子会社の取締役等は定期的な会合を行い、子会社の職務の執行が当社の経営方針に適合し、効率的に行われていることを確認する。
 - c. 当社の監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

6. 当社の監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役求めに応じて、総務部およびその他部署の従業員が監査役の職務を補助する。
 - (2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の従業員が監査役の職務を補助する際には、取締役等の指示命令を受けないものとする。
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、当社グループの社内規程に従って作成された稟議書および実施報告書を閲覧し、必要あるときは当社グループの取締役または従業員にその説明を求める。
 - b. 当社グループの取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告する。
 - c. 当社グループは、上記報告を行った者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な扱いを行わない。
 - (4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - a. 当社グループの役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- b. 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人と監査計画、監査結果について定期的に情報交換や意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- c. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力排除に向けた取り組みについては、管理本部が統括し、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および深川地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、毎月担当者を協議会に出席させ、情報収集ならびに意見交換を行っており、必要に応じて社内各部署に通知を流す当周知を図っております。社内、役職員については、倫理憲章を定め、コンプライアンスの徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ハウスイの機関及び内部統制の模式図

